

指名停止業者一覧表

	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	不正又は不誠実な行為	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 太陽有限責任監査法人 代表社員 山田 茂善	令和6年6月4日から 令和6年9月3日 (3か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和6年6月4日	左記法人の社員は、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
2	不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎	令和6年6月4日から 令和6年7月3日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和6年6月4日	左記業者を代表構成員とする共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」にて発生した労働災害について、その事実を下請会社が労働基準監督署に報告せず、左記業者の使用人もこれに関与し、令和6年3月26日、労働安全衛生法違反で諏沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
3	不正又は不誠実な行為	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地 株式会社デンソー 代表取締役社長 林 新之助	令和6年6月7日から 令和6年7月6日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和6年6月7日	左記業者は、「車両用クレベリン」と称する役務に係る表示について、優良誤認が認められたことにより、令和6年3月13日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令の行政処分を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
4	不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 日本トータルテレマーケティング株式会社 代表取締役 境 千春	令和6年8月19日から 令和6年9月18日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和6年8月19日	左記業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕された。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
5	不正又は不誠実な行為	千葉市中央区問屋町16番3号 福井電機株式会社 代表取締役 富塚 博祥	令和6年10月22日から 令和6年11月21日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和6年10月22日	左記業者は、令和6年5月28日に代表者名が変更となっているにもかかわらず、令和6年6月19日に南房総市発注の「富山浄水場送水ポンプ更新工事」において、旧代表者名で契約を締結していた事実が判明した。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。

指名停止業者一覧表

	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	独占禁止法違反行為	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 船曳 真一郎	令和6年11月29日から 令和7年5月28日 (6か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第4号及び第5号 第5条第3項	令和6年11月29日	左記3業者は、保険契約者・発注者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止とする。
7		東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介				
8		東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明				
9	建設業法違反行為	東京都千代田区神田小川町一丁目1番地 キングランリニューアル株式会社 代表取締役 堤 大輔	令和7年1月27日から 令和7年2月26日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第12号	令和7年1月27日	左記業者は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法(以下「法」という。)施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止とする。
10	不正又は不誠実な行為	南房総市和田町中三原1000番地 アンビ環境株式会社 代表取締役 片山 義之	令和7年3月11日から 令和7年4月10日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和7年3月11日	左記業者は、令和7年2月21日に開札した南房総市発注の「南房総市丸山地区一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託」において、落札候補者となったにもかかわらず、入札金額相違を理由に落札候補者の辞退を申し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。